

豊山町地域公共交通会議設置要綱（改訂後全文）

（目的）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、町内における住民の生活に必要な輸送の確保や公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、豊山町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

（協議事項）

第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1） 町内における公共交通のあり方の検討
- （2） 町内の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃、料金等に関する事項
- （3） 交通会議の協議結果に基づく輸送サービスの内容を変更する場合にあたってはその変更事項
- （4） 法第5条の規定に基づく地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整
- （5） 交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第3条 交通会議の構成員は、16人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱する。

- （1） 町長又はその指名する者
- （2） 町内に路線を有する一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者
- （3） 住民又は利用者の代表
- （4） 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- （5） 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- （6） 愛知県尾張建設事務所長又はその指名する者
- （7） 西枇杷島警察署長又はその指名する者
- （8） 愛知県地域振興部交通対策課長又はその指名する者

(9) 学識経験者

(10) 前各号に掲げる者のほか、町長が交通会議の運営上必要と認める者

(役員)

第4条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 会長は、町長又はその指名する者がこれに当たる。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

6 監事は、委員のうちから会長が指名する。

7 監事は、交通会議の出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第5条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、書面により代理者に権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。

3 会長は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席や資料の提出を要請することができる。

4 会議の議長は、会長がこれに当たる。

5 会議は、原則として公開とする。

(議決)

第6条 交通会議の議決方法は、全会一致を原則とし、全会一致が困難な状況において議長がやむを得ないと認めるときは、全委員の3分の2以上の多数により決するものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 交通会議は、その審議内容に関する予備的検討その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、第3条第1項に規定する構成員に基づき、会長が指名する。

3 前項に掲げる委員のほか、交通会議が必要と認めた者を幹事会の委員とすることができる。

4 幹事会は、必要に応じて委員以外の者に対し、資料の提出や意見等を求めることができる。

5 幹事会において審議した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(会計)

第9条 交通会議の収入及び支出に関する必要事項は別に定める。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、総務部総務課企画財政・情報係において処理する。

2 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、総務部総務課企画財政・情報係を連絡、通報窓口に定めるものとする。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定めるものとする。

附 則

この告示は、平成22年5月11日から施行する。